

議案第79号

久喜市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例
の一部を改正する条例

久喜市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年久喜市条例第20号）の一部を次のように改正する。

第10条第3項中「指定都市」の次に「若しくは同法第252条の22第1項の中核市」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和2年8月31日提出

久喜市長 梅 田 修 一

提案理由

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の改正を行いたいので、この案を提出するものであります。